

公益社団法人京都市観光協会

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う観光事業者等緊急支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、事業縮小等を余儀なくされた観光事業者等に対し、こうした影響への対策として実施した事業に係る経費の一部を助成する助成金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、助成金の申請時において、公益社団法人京都市観光協会の会員である者とする。

(助成対象事業)

第3条 助成金の交付を受けることができる事業（以下「助成対象事業」という。）は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響への対策として、令和2年1月24日から3月31日までの間に実施した事業のうち、次のとおりとする。

(1) 感染拡大防止に資する事業

施設の消毒や清掃、衛生対策のための消耗品や備品購入 等

(2) 事業継続や回復準備に資する事業

販路開拓、プロモーション・広告事業 等

(3) その他当協会が必要と認める事業

保育事業等の地域貢献事業 等

(助成金額等)

第4条 助成金は、予算の範囲内において、審査を行い交付するものとする。ただし、当協会が特に必要があると認めるときはこの限りではない。

2 助成金の額は、助成対象事業経費のうち自己が負担する金額の3分の2以内で、前条に定める事業のうち、一事業者あたり200,000円を上限とする。

3 助成対象事業経費には消費税及び地方消費税相当額は含まないものとし、助成金の1,000円未満の端数は、切り捨てるものとする。

4 京都市及び他の行政機関から補助金等の交付を受ける又は受けた場合の助成金の額は、助成対象事業経費から当該補助金等の金額を除いた額の3分の2以内とする。

(交付の申請)

第5条 助成金の申請は、別に定める期間内に、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 事業計画書（第1号様式）

(2) 収支予算書（第2号様式）

(審査)

第6条 当協会は、前条に掲げる申請に関する書類に基づき、また必要に応じ助成対象者の施設等の実地確認等を行い、助成金の交付の可否について審査する。

(交付の決定)

第7条 当協会は、申請を受け付けた日から、30日以内に交付又は不交付を決定し、交付決定通知書（第3号様式）又は不交付決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

2 当協会は、交付決定通知を行う場合において、必要に応じ条件を付することができるものとする。

(変更の報告)

第8条 助成対象事業の内容又は経費の配分を変更する場合、助成対象事業が予定の期間内に完了しない場合、又は助成対象事業の遂行が困難となった場合は、当協会に速やかに報告し、その指示を受けなければならない。

(中止又は廃止の届け出)

第9条 事業の中止又は廃止による届け出は、中止・廃止届出書（第5号様式）により行うものとする。

(実績報告)

第10条 助成対象事業完了後、別に定める期間内に事業実績報告書（第6号様式）を当協会に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第11条 当協会は、前条に規定する報告を受けた場合は、その内容を審査し、必要に応じ実地に調査し、助成事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金の額の確定通知書（第7号様式）により助成対象者に通知するものとする。

2 当協会は、前項に規定する助成金の額の確定を行った後、助成金の精算を行うものとする。

(交付額の返還請求)

第12条 助成金交付後、助成対象者の請求に不正があったと認められた場合、助成金の一部又は全額を返還するものとし、助成対象者は当協会の請求に応じ、当該額を返還しなければならない。

(補則)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、当協会会長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和2年3月18日から施行する。

第1号様式

京都市観光協会
新型コロナウイルス感染症の影響に伴う観光事業者等緊急支援助成金
事業計画書

令和 年 月 日

公益社団法人 京都市観光協会 会長 殿

郵便番号	〒
住所	
社名・団体名	印
代表者氏名	

＜連絡先＞

担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	

記

助成を希望する 事業内容・ スケジュール等	
新型コロナウイルス 感染症で被っている 影響の内容	
助成金申請額	円 ※1,000円未満は切り捨て

京都市観光協会
新型コロナウイルス感染症の影響に伴う観光事業者等緊急支援助成金
収支予算書

令和 年 月 日

事業経費

(単位：円)

項 目	支出先（予定）	税別金額	消費税額
合 計			

※消費税は助成対象外のため、税別（本体価格）の金額を記入してください。

※各経費の見積書又はその写しを添付してください。

（ホームページやカタログの写し等でも可とします。）

※実施済事業につきましては、領収書の写しを添付してください。

その他 （※他団体からの助成金等がある場合のみ、ご記入ください。）

※項目、収入元、金額等

第3号様式

京都市観光協会
新型コロナウイルス感染症の影響に伴う観光事業者等緊急支援助成金
交付決定通知書

様

公益社団法人 京都市観光協会
会長 ○○ ○○

令和 年 月 日付で申請のあった新型コロナウイルス感染症の影響に伴う観光事業者等支援助成金について、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

交付予定額	円
備 考	
助成の条件	<ol style="list-style-type: none">1 助成金は、本事業の目的以外に支出してはいけません。2 実施に当たっては、公益社団法人京都市観光協会新型コロナウイルス感染症の影響に伴う観光事業者等支援助成金交付要綱の定めを遵守してください。同要綱に違反した場合、又は京都市観光協会（以下、「当協会」という。）が助成金申請に不正があったと判断した場合は、助成金を減額し、又は交付を取り消すことがあります。3 助成対象事業の内容又は経費の配分を変更する場合、助成対象事業が予定の期間内に完了しない場合、又は助成対象事業の遂行が困難となった場合は、当協会に速やかに報告し、その指示を受けてください。4 助成対象事業を中止し、又は廃止する場合は、当協会に所定の様式（第5号様式）で届け出を行ってください。

第4号様式

京都市観光協会
新型コロナウイルス感染症の影響に伴う観光事業者等緊急支援助成金
不交付決定通知書

令和 年 月 日

様

公益社団法人 京都市観光協会
会長 ○○ ○○

令和 年 月 日付で申請のあった新型コロナウイルス感染症の影響に伴う観光事業者等支援助成金について、下記のとおり交付しないことに決定しましたので通知します。

記

助成申請額	円
不交付の理由	

第5号様式

京都市観光協会
新型コロナウイルス感染症の影響に伴う観光事業者等緊急支援助成金
中止・廃止届出書

令和 年 月 日

公益社団法人 京都市観光協会 会長 殿

郵便番号	〒
住所	
社名・団体名	印
代表者氏名	

<連絡先>

担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う観光事業者等支援助成金における事業について、中止・廃止いたしますので届け出ます。

記

交付申請額 又は交付予定額	円
中止・廃止の理由	



京都市観光協会
新型コロナウイルス感染症の影響に伴う観光事業者等緊急支援助成金
事業報告書

令和 年 月 日

公益社団法人 京都市観光協会 会長 殿

郵便番号	〒
住所	
社名・団体名	印
代表者氏名	

<連絡先>

担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	

記

実施した事業の内容 及び効果	
事業経費（税別） 収支が分かる資料及び 領収書を添付ください	円
交付請求額	円
振込先	金融機関名： 支店名： 支店 種別： 普通 当座 口座番号： (フリガナ) 口座名義：

第7号様式

京都市観光協会
新型コロナウイルス感染症の影響に伴う観光事業者等緊急支援助成金
確定通知書

令和 年 月 日

様

公益社団法人 京都市観光協会
会長 ○○ ○○

令和 年 月 日付をもって請求のあった新型コロナウイルス感染症の影響に伴う観光事業者等支援助成金について、下記のとおり交付額が決定しましたので通知します。

記

交付決定額	円
備考	交付後、公益社団法人京都市観光協会新型コロナウイルス感染症の影響に伴う観光事業者等支援助成金交付要綱に違反したことが判明した場合、又は京都市観光協会が助成金請求に不正があったと判断した場合は、助成金の一部又は全額の返還請求を行う場合があります。